

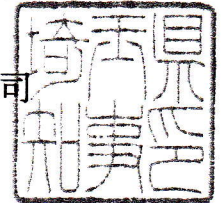
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都練馬区早宮三丁目56番9号

氏名 東栄化学 株式会社
代表取締役 北江 徳勝

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清 司



許可の年月日 平成25年3月8日

許可の有効年月日 平成30年3月3日

1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

積替え保管を除く 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
廃酸（pH2.0以下のものに限る。）
廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）
感染性産業廃棄物
廃油（※）
廃酸（※）
廃アルカリ（※）
以上7種類

※（※）の品目については、特定有害産業廃棄物に限り、含まれる有害物質については裏面別記1のとおりとし、当該廃棄物を処分するために処理したものを含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えの為の保管上限及び積み上げることのできる高さ

該当なし

3. 許可の条件
特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	指令番号	変更内容
平成5年3月4日	指令中環第502-4号	新規許可
平成6年2月1日	指令中環第7-130号	変更許可
平成20年4月18日	指令中環第11-26号	更新許可
平成22年9月13日	—————	変更届（代表者）
平成25年3月8日	指令産廃第12-72号	更新許可

5. 積替え保管の有無 一有・無
（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 存・無